

中国電力株式会社「三隅発電所２号機建設変更計画環境影響評価書」  
に係る確定通知について

平成３０年４月１１日  
経 済 産 業 省  
商 務 情 報 政 策 局  
産 業 保 安 グ ル ー プ

当省は、中国電力株式会社「三隅発電所２号機建設変更計画環境影響評価書」（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第４６条の１７第２項の規定に基づき、本日、中国電力株式会社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）を行った。また、当省は同法第４６条の１８第１項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた中国電力株式会社は、同条第２項の規定に基づき、島根県知事等に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法（平成９年法律第８１号）第２７条の規定に基づき、確定した評価書を公告及び縦覧（１月間）し、周知することとなる。

（これまでの環境影響評価に係る手続き）

|             |             |
|-------------|-------------|
| 環境影響評価方法書受理 | 平成２８年　３月１０日 |
| 住民意見の概要等受理  | 平成２８年　５月１２日 |
| 島根県知事意見受理   | 平成２８年　８月１０日 |
| 経済産業大臣通知    | 平成２８年　８月２６日 |
| 環境影響評価準備書受理 | 平成２９年　５月２５日 |
| 住民意見の概要等受理  | 平成２９年　７月２６日 |
| 島根県知事意見受理   | 平成２９年１１月２４日 |
| 環境大臣意見受理    | 平成３０年　１月１２日 |
| 経済産業大臣勧告    | 平成３０年　２月　７日 |
| 環境影響評価書受理   | 平成３０年　３月２７日 |
| 経済産業大臣確定通知  | 平成３０年　４月１１日 |

問い合わせ先：電力安全課　高須賀、松浦  
電話０３－３５０１－１７４２（直通）